

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年9月27日

奈良県監査委員 廣野隆信  
同 南田昭典  
同 鍵田忠兵衛  
同 森川喜之

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	監査執行期間
谷川正嗣	平成23年1月25日～平成23年3月31日
廣野隆信	平成23年4月1日～平成23年8月9日
南田昭典	平成23年1月25日～平成23年8月9日
井岡正徳	平成23年1月25日～平成23年5月18日
高柳忠夫	平成23年1月25日～平成23年5月18日
鍵田忠兵衛	平成23年5月23日～平成23年8月9日
森川喜之	平成23年5月23日～平成23年8月9日

# 監 査 結 果 報 告 書

平成23監査年度 第1回

(平成23年1月～8月定期監査)

(平成23年8月工事監査)

(平成23年8月財政的援助団体等監査)

平成23年9月

奈良県監査委員

## 目 次

第1	定期監査 -----	1
	1 監査の実施方針 -----	1
	2 監査における重点事項 -----	1
	3 監査実施期間 -----	1
	4 監査対象機関 -----	2
	5 監査の結果 -----	3
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
	(2) 指摘等の内容 -----	4
	(3) 所属別 -----	6
	ア. 本庁	
	知事公室 -----	6
	総務部 -----	6
	地域振興部 -----	7
	観光局 -----	8
	健康福祉部 -----	8
	こども・女性局 -----	8
	医療政策部 -----	9
	くらし創造部 -----	9
	景観・環境局 -----	10
	産業・雇用振興部 -----	10
	農林部 -----	11
	土木部 -----	11
	まちづくり推進局 -----	12
	会計局 -----	13
	水道局 -----	14
	議会事務局 -----	14
	教育委員会 -----	14
	行政委員会 -----	15
	公安委員会 -----	15
	イ. 出先機関	
	総務部 -----	17
	地域振興部 -----	17
	健康福祉部 -----	17
	こども・女性局 -----	17
	医療政策部 -----	17
	くらし創造部 -----	20
	産業・雇用振興部 -----	20
	農林部 -----	21
	土木部 -----	21
	まちづくり推進局 -----	21
	教育委員会 -----	21
	公安委員会 -----	23
第2	工事監査 -----	24
第3	財政的援助団体等監査 -----	25
	1 監査の実施方針 -----	25
	2 監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	25
	財団法人奈良県農業振興公社 -----	25
	財団法人奈良県林業基金 -----	27
	奈良県土地開発公社 -----	29
	奈良県道路公社 -----	31

## 第1 定期監査

### 1 監査の実施方針

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として実施した。

### 2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、平成23監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

#### ① 刊行物の発行について

県では、行政計画や、制度の周知及び行政活動の情報を提供する手段として様々な刊行物を提供している。このような刊行物は、県民に対する情報提供の手段として大きな役割を果たしているが、インターネットの普及など社会情勢の変化により、提供の手段も多様化している。

「県刊行物の発行指針（広報広聴課平成19年2月6日策定）」に基づき、刊行物の内容やあり方を常に見直しているか、経費削減をはかりつつ目的に応じて作成されているか、効率的、経済的に作成され有効に活用されているか等について監査を行う。

#### ② 負担金の交付要綱作成状況等について

相当の反対給付を受けない負担金は「奈良県補助金等交付規則」の適用対象であり、交付の申請、決定等に関する事項その他予算の執行に関し必要な事項について交付要綱を定めるよう、改めて会計局会計課長及び財政課長の連名で通知されたところである。

対象となる負担金について、交付要綱を定め、適正に負担金が交付されているかどうか等について監査を行う。（特に県が大きな役割を担っている団体等への負担金に留意するものとする。）

#### ③ 補助金の執行について

前年度新規の補助事業及び前年度の単年度補助事業について、当該補助事業が適正に実施されているかどうか等について監査を行う。

### 3 監査実施期間

平成23年1月25日から同年8月9日まで

#### 4 監査対象機関

本庁及び出先機関の145所属（本庁101所属、出先機関44所属）について実地に監査を執行した。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	8		農 林 部	11	4
総 務 部	8	1	土 木 部	10	1
地 域 振 興 部	6	3	まちづくり推進局	7	3
観 光 局	2		会 計 局	1	
健 康 福 祉 部	7	2	水 道 局	1	
こども・女性局	2	2	議 会 事 務 局	1	
医 療 政 策 部	7	6	教 育 委 員 会	10	12
くらし創造部	6	2	行 政 委 員 会	3	
景 観 ・ 環 境 局	4		公 安 委 員 会	1	4
産 業 ・ 雇 用 振 興 部	6	4	合 計	101	44

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

## 5 監査の結果

### (1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項							注意事項					意見							合計				
	収入	支出	契約	委託	補助金	公用車	財産	物品	収入	支出	補助金	物品	その他	収入	支出	契約	委託	補助金	工事		公用車	財産	物品	その他
知事公室			1					1	1															3
総務部									2							1					1			4
地域振興部							1									1								2
観光局								1																1
健康福祉部	2								1															3
子ども・女性局								2	1															3
医療政策部	1	5						5	3					2	3				3			3		25
くらし創造部																	1							1
産業・雇用振興部									1					1		1				1			1	5
農林部	1							2												1				4
土木部								1								1				1				3
まちづくり推進局							2	1	1		2	1	1	1	1				1					10
会計局															1	2								3
水道局									1															1
教育委員会		1		3	1			3	2	1									2					13
公安委員会						1		1																2
小計	4	6	1	3	1	1	1	6	15	11	1	2	1	4	5	2	4	1	6	3	1	3	1	
合計	23							30					30							83				

※ 定期監査の結果の取扱基準

#### 1 指摘

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ① 法令等に著しく違反している事項
- ② 故意又は重大な過失による事項
- ③ 著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④ 既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

#### 2 注意

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

#### 3 意見

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

## (2) 指摘等の内容

## (ア) 指摘事項

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金	生活保護費返還金の未収金について	1 中和福祉事務所
		医業収入の未収金について	1 三室病院
		国営総合農地開発事業費分担金の未収金について	1 農村振興課(旧耕地課)
	調定事務	普通財産使用料の調定について	1 長寿社会課
支出関係	会計処理	現金出納簿について	3 奈良病院、三室病院、五條病院
		支出にかかる事務処理について	1 奈良養護学校
	給与・手当	通勤手当の支給について	2 奈良病院、三室病院
契約	契約事務	広告掲載業務に関する契約について	1 広報広聴課
委託	委託事務	測量業務委託の設計について	1 橿原考古学研究所
		委託業務の発注について	1 橿原考古学研究所
		委託契約について	1 文化財保存課
補助金	補助金	補助金の交付要綱について	1 保健体育課
公用車	公用車関係	公用車使用中における事故について	1 警察本部
財産	財産管理	債権にかかる財産調書について	1 市町村振興課
物品	物品管理 *	印刷物の年度末・年度当初における会計事務処理の適正化について	1 広報広聴課
		備品の管理について	1 橿原考古学研究所
		物品購入における事務処理について	2 下水道課、奈良公園管理事務所
		印刷製本発注における会計書類の作成について	2 橿原考古学研究所、榛生昇陽高等学校
		計	23

## (イ) 注意事項

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金	児童措置費負担金の未収金について	1 こども家庭課
		母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について	1 こども家庭課
		未熟児養育医療費負担金の未収金について	1 保健予防課
		医業収入の未収金について	1 五條病院
		砂防関係事業費負担金にかかる未収金について	1 砂防課
		奨学資金貸付金の償還未済金について	1 学校支援課
		放置違反金の未収金について	1 警察本部
	調定事務	行政財産使用許可の使用料について	6 国際観光課、奈良病院、三室病院、五條病院、森林技術センター、橿原考古学研究所
	証紙	証紙の消込みについて	1 森林整備課
	収納管理	現金即納における会計処理について	1 奈良公園管理事務所
支出関係	会計処理	資金前渡について	1 統計課
		郵便切手等交付簿の記載について	1 総務課
		現金出納簿の記載について	1 総務課
		支出にかかる事務処理について	1 保険指導課
		釣り銭にかかる貸付金の事務処理について	1 産業会館
		減価償却額の算定について	1 水道局
	予算の執行	委員報酬の予算令達について	1 保健予防課
		支出科目について	1 保健体育課
	給与・手当	委員報酬の支給について	1 桜井保健所
		通勤手当の支給について	1 五條病院
費用弁償の支給について		1 公園緑地課	
補助金	補助金 *	補助金の執行について	1 こども家庭課
物品	物品管理	備品の保管管理について	1 住宅課
		印刷経費における事務処理について	1 奈良公園管理事務所
その他	その他	指定管理業務における事業評価について	1 公園緑地課
		計	30

## (ウ) 意見

項 目	内 容	件数	対象所属
収入関係	未収金	貸付金の償還未済金について	1 地域産業課(旧商工課)
		県営住宅使用料等の未収金について	1 住宅課
	収納管理	診療報酬請求書(レセプト)管理の適正化について	2 三室病院、五條病院
支出関係	会計処理	郵便切手の現物配布について	1 保健予防課
		非日常時における公金の支出について	1 会計局
	予算の執行	医療用器械備品の取得時期について	2 奈良病院、五條病院
契約	契約事務	耐震化支援補助事業の効果的な実施について	1 建築課
		庁舎の機械警備業務委託に係る随意契約取扱基準について	1 会計局
		長期継続契約について	1 会計局
委託	委託事務	委託契約の発注方法について	1 総務課
		委託契約の履行確認について	1 東アジア連携課(旧平城遷都1300年記念事業推進局分)
		委託事業に係る内部チェック体制の整備について	1 工業振興課(旧産業支援課)
		雪寒対策業務委託について	1 道路管理課
補助金	補助金	市町村消費者行政活性化交付金について	1 消費・生活安全課
工事	工事	工事等にかかる業者選定について	3 奈良病院、五條病院、橿原考古学研究所
		工事区域内の随意契約について	1 三室病院
		県有施設の施工不良について	1 営繕課
		工事にかかる契約金額の変更について	1 保健体育課
公用車	公用車関係	公用車使用中における事故について	3 産業・雇用振興部企画管理室、農林部企画管理室、土木部企画管理室
財産	財産管理	建物の登記について	1 管財課
物品	物品管理	たな卸資産の管理について	3 奈良病院、三室病院、五條病院
その他	その他	奈良県営競輪事業費特別会計の財政運営について	1 地域産業課(旧商工課)
		計	30

\*印は、平成23監査年度における重点項目

## (3)所属別

## ア. 本庁

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知 事 公 室	秘書課	7月7日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	広報広聴課	7月5日	<p><b>広告掲載業務に関する契約について</b></p> <p>平成22年度の広告掲載業務に関する契約において、広告料の契約金額を変更したにもかかわらず、変更契約書を作成していなかった。</p> <p>今後は契約内容を十分に精査の上、契約書に基づく協議を行い、適正な契約事務を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>印刷物の年度末・年度当初における会計事務処理の適正化について</b></p> <p>平成22年3月に年度内納品の予定で発注した印刷物について、原稿が遅れたことにより翌年度の4月に納入され、平成22年度予算で執行されていた。</p> <p>平成22年4月に完了した業務を平成22年度の支出として処理したことは適切であったが、債務負担行為や長期継続契約などによるもののほかは年度をまたがる契約を締結することはできないものである。</p> <p>今後、印刷物の発注については、納品が年度内に完了するよう日程を考慮するとともに、発注後やむを得ない事情によって年度内の納品が困難となる場合には、所要の契約手続きや必要な場合には繰越処理を行うなど適正な会計処理を行うべきである。 (指摘事項)*</p>
	政策推進課	7月7日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	行政経営課	同 上	同 上
	統計課	同 上	<p><b>資金前渡について</b></p> <p>家計調査記入者報償金について、前渡資金の一部に精算手続きの遅延が見受けられた。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>
	防災統括室	7月5日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	消防救急課	同 上	同 上
	安全・安心まちづくり推進課	同 上	同 上
総 務 部	総務課	7月29日	<p><b>郵便切手等交付簿の記載について</b></p> <p>郵便ハガキを1,790枚購入しているが、郵便切手等交付簿への記載がされていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則第78条の規定に基づき、郵便切手等交付簿へ郵便ハガキの使用状況について適正に記載する等適切な管理に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p><b>現金出納簿の記載について</b></p> <p>委員の費用弁償及び研修会の会場使用料の資金前渡について、前回指導しているにもかかわらず、現金出納簿に受払を記載していなかった。</p>

		<p>今後は、奈良県会計規則第80条の規定に基づき、資金前渡を受けた職員は現金出納簿に必要な事項を適正に記載するべきである。 (注意事項)</p> <p><b>委託契約の発注方法について</b></p> <p>総務部の委託契約については、一般競争入札や総合評価による一般競争入札なども採用されているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)に基づく一者による随意契約が散見された。</p> <p>契約については、競争性・透明性・公平性の確保を図る観点から、原則的には、業務内容を精査したうえで可能な限り競争入札することが求められる。その性質上随意契約で実施する場合であっても、プロポーザル方式等により競争性を高めることを検討する必要がある。</p> <p>また、契約に参加する請負業者の選定については、一定金額を超えるものは建設工事と同様に指名審査会に諮るなど総務部として統一的な運用を図り、透明性・公平性の一層の確保に努められたい。 (意見)</p>	
	人事課	7月29日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	総務厚生センター	同上	同上
	財政課	同上	同上
	税務課	同上	同上
	個人住民税滞納整理室	同上	同上
	管財課	同上	<p><b>建物の登記について</b></p> <p>県が所有する建物について、未登記の物件が散見された。登記は権利の保全を図るとともに取引の安全に資するものであるため、県有資産の保全の観点から適正に処理されるよう関係課、所属を指導されたい。 (意見)</p>
	情報システム課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
地域振興部	企画管理室	7月15日	同上
	市町村振興課	同上	<p><b>債権にかかる財産調書について</b></p> <p>平成21年度に貸し付けを行った「市町村財政健全化貸付金」について、奈良県会計規則により決算に際し会計管理者へ報告することと規定されている財産調書への記載漏れが認められた。</p> <p>今後、債権等財産の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)</p>
	南部振興課(旧南部振興対策室分)	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	地域政策課(旧地域づくり支援課と旧資源調整課分)	同上	同上
	文化・教育課(旧文化課分)	同上	同上

	東アジア連携課 (旧平城遷都1300年記念事業推進局分)	7月15日	<b>委託契約の履行確認について</b> 平成22年度に編集・制作を委託し作成した冊子「平城京レポート」について、当該所属による検収確認後に誤記が多数判明する事態が生じていた。 委託契約にあたっては、地方自治法等により契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査をすることとなっているが、相当数の誤植、記載誤りがあったことは、この検査が不十分であったと言わざるを得ない。今後、委託契約の履行確認にあたっては、厳正かつ慎重に行われることを望む。 (意見)
観光局 (旧文化観光局)	ならの魅力創造課 (旧観光振興課分を含む)	5月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	国際観光課 (旧APEC開催推進室分を含む)	同上	<b>行政財産使用料の調定誤りについて</b> 行政財産使用料について、使用料の額を誤認したため、平成21年度調定分753円、平成22年度調定分530円の過徴収が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 (注意事項)
健康福祉部	企画管理室	6月6日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	地域福祉課	同上	同上
	監査指導室	同上	同上
	障害福祉課	同上	同上
	長寿社会課	同上	<b>普通財産使用料の調定について</b> 平成22年度の普通財産使用料について、前年度に引き続き、調定時期の遅延及び調定日の遡りが認められた。今後は、公有財産規則に基づき年度当初の調定・納期限を徹底すべきである。(指摘事項)
	保険指導課	同上	<b>支出にかかる事務処理について</b> 平成21年度の役務費にかかる前渡資金の支出において、公共料金用資金前渡口座に支出すべきところを、公共料金以外の資金前渡口座に支出したことによる当該前渡資金の二重支出が通帳の残高から判明したため、平成22年6月に返納され、過年度収納となっていた。このことは、支払時における債権者口座の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)
	健康づくり推進課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
こども・女性局 (旧こども家庭局)	こども家庭課 (旧少子化対策室を含む)	同上	<b>児童措置費負担金の未収金について</b> 児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。 新たな滞納の発生防止及び文書・電話による督促、訪問指導等による未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項) <b>母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について</b> 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。

			<p>新たな償還未済金の発生防止及び文書・電話による督促、訪問指導、支払督促の申立を行うなど回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>補助金の執行について</b> 平成21年度の補助事業において、補助金交付要綱を作成せずに執行しているものが認められた。補助金の交付にあたっては、交付の申請、決定等に関する事項、その他予算の執行に関し必要な事項等について交付要綱を作成し、適正に執行すべきである。 (注意事項) *</p>
	女性支援課 (旧くらし創造部男女共同参画課分)	6月6日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
医療政策部	企画管理室	7月19日	同 上
	地域医療連携課	同 上	同 上
	医師・看護師確保対策室	同 上	同 上
	医療管理課	同 上	同 上
	新奈良病院建設室	同 上	同 上
	保健予防課	同 上	<p><b>未熟児養育医療費負担金の未収金について</b> 未熟児養育医療費負担金において未収金の増加が認められた。文書による督促や訪問徴収を行う等、未収金の回収に努力されているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>委員報酬の予算令達の誤りについて</b> 郡山保健所及び桜井保健所の感染症診査協議会の委員報酬の支給において、平成21年度分及び平成22年度分で過渡しが認められた。これは保健予防課において、当該保健所へ変更前の額で予算令達をしていたことがこの誤りの一因となっていたことが認められた。このことは事務処理をするにあたり内部のチェックが不十分であったことから起きたものであるため、今後は内部チェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>郵便切手の現物配付について</b> 医療機関等への文書送付について、保健所(かい)に対して切手を現物で支給し、かいに文書送付を依頼している事例が認められた。かいが必要とする経費については、通常「令達」という手続きが原則とされていることから、今後は事務処理のあり方について検討されたい。 (意見)</p>
薬務課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
くらし創造部	企画管理室	6月8日	同 上
	協働推進課	同 上	同 上
	青少年・生涯学習課	同 上	同 上
	スポーツ振興課	同 上	同 上
	人権施策課	同 上	同 上
	消費・生活安全課	同 上	<p><b>市町村消費者行政活性化交付金について</b> 平成22年度市町村消費者行政活性化交付金にお</p>

			<p>いて、交付申請から交付決定まで最長11ヶ月要していたものが見受けられた。</p> <p>今後は適時に交付決定されるよう検討されたい。 (意見)</p>
景観・環境局	環境政策課	6月3日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	廃棄物対策課	同上	同上
	風致景観課	同上	同上
	自然環境課	同上	同上
産業・雇用振興部	企画管理室	6月13日	<p><b>公用車使用中における事故について</b></p> <p>企業立地推進課において、公用車使用中の事故が認められた。部内の各所属に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)</p>
	地域産業課(旧商工課)	同上	<p><b>貸付金の償還未済金について</b></p> <p>中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金、繊維構造改善事業貸付金において、償還未済金が認められた。各貸付金については、一層の厳正な審査の実施を図るなど、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、制度の趣旨に添って厳正な指導と対応を行い、債権の保全及び回収に努めることにより、未収金の減少に一層取り組まされたい。</p> <p>特に中小企業高度化資金貸付金にあつては、その貸付総額に占める割合も極めて高いことから、より厳格な債権管理等の徹底に努められたい。</p> <p>なお、ヤマトハイミール食品協業組合にかかる債権については、今後ともさらなる債権回収に向けて努力されたい。 (意見)</p> <p><b>奈良県営競輪事業費特別会計の財政運営について</b></p> <p>奈良県営競輪事業費特別会計については、近年全国的に公営競技の低迷が続く中、平成21年度において収支不足により2,518万円の繰上充用がなされたところ。平成22年度においても13,449万円の赤字を計上し、2年連続の繰上充用となった。繰上充用は、会計年度独立の原則の例外であり、非常手段として認識されている。よって同特別会計の健全な財政運営の観点から、本特別会計における諸課題について検討され、適切に対策が講じられることが望まれる。 (意見)</p>
	商業振興課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	工業振興課(旧産業支援課)	同上	<p><b>委託業務に係る内部チェック体制の整備について</b></p> <p>平成21年度に実施した事業委託業務において、委託先事業者の人件費において他団体の委託業務における人件費と重複請求していたことが判明したことから、平成22年度において委託料の一部返還手続きを行っていた。</p> <p>この事業は、「ふるさと雇用再生特別対策事業」(一者随意契約)として実施しており、新規に雇用して実施することが事業実施の要件となっている。</p> <p>今後このような委託事業を実施する場合、委託事業の実施状況の確認や委託先事業者から提出される</p>

			実績報告書による確認につき今後一層慎重な対応に努めるべきである。 (意見)	
	企業立地推進課	6月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
	雇用労政課	同上	同上	
農 林 部	企画管理室	6月20日	<b>公用車使用中における事故について</b> 南部農林振興事務所及び農業総合センターにおいて、公用車使用中の事故が認められた。 部内各課に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)	
	マーケティング課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
	農業水産振興課	6月16日	同上	
	農業経済課(旧農業経営課分)	6月20日	同上	
	畜産課	6月16日	同上	
	畜産流通振興室	同上	同上	
	地域農政課(旧担い手・農地活用対策課分)	6月20日	同上	
	農村振興課(旧耕地課)	同上	<b>国営総合農地開発事業費分担金の未収について</b> 国営総合農地開発事業費分担金について、平成21年度に引き続き未収金の増加が認められた。 未収金の解消を図るため、有効な収納対策を講じるべきである。 (指摘事項)	
	林業振興課(旧林政課)	6月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
	森林整備課	同上	<b>証紙の消込みについて</b> 試験手数料の平成22年6月27日受理延べ71名分の申請書貼付証紙について消印が押されていないかった。 証紙収納にあっては、奈良県収入証紙条例施行規則第4条2項に「申請書等の提出があったときは、当該申請書等を受理した職員は、証紙の真否及び証紙の額面を調査の上、当該申請書の紙面と証紙の彩紋とにかけて消印を押すものとする。」と定められている。 適正に処理するとともに、今後は、適正に処理されるよう複数の職員によるチェック体制を講ずるべきである。 (注意事項)	
	全国育樹祭推進室(旧全国育樹祭開催準備室)	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
	土 木 部	企画管理室	7月13日	<b>公用車使用中における事故について</b> 五條土木事務所及び流域下水道センターにおいて、公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)
		公共工事契約課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
用地対策課		7月11日	同上	

	技術管理課	7月11日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	建設業指導室	同上	同上
	道路・交通環境課	同上	同上
	道路建設課	同上	同上
	道路管理課	7月13日	<p><b>雪寒対策業務委託について</b></p> <p>冬季の道路交通確保のため、各土木事務所においては融雪剤散布等の雪寒対策業務を委託しているところであるが、委託料の積算にあたり、散布方法にかかる標準単価の適用について、土木事務所間で取扱の不統一が認められた。</p> <p>各土木事務所の雪寒対策については、公平性の観点から統一的な運用を行うべきであるが、このような事態が生じていることは、委託業者の不公平感を招くこととなり、今後の業務履行にあたり少なからず影響を与えることとなる。</p> <p>今後、当該委託内容の適切な運用を検討のうえ、各土木事務所にその統一的な運用を行うとともに、関係業者への周知徹底に努めるよう指導すべきである。 (意見)</p>
	河川課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	砂防課	同上	<p><b>砂防関係事業費負担金にかかる未収金について</b></p> <p>砂防関係事業費にかかる市町村負担金について、一部の土木事務所が行った関係市への誤った説明等から、平成21年度において約177万円の未収金が発生していた。</p> <p>当該未収金は平成22年度に過年度収入されていたが、今後、本課(砂防課)と土木事務所は有機的な連絡調整を図り、確実な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
まちづくり推進局	地域デザイン推進課	7月27日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	都市計画室	同上	同上
	公園緑地課(旧緑化フェア推進室を含む)	同上	<p><b>費用弁償の支給誤りについて</b></p> <p>委員会の外部委員に対する費用弁償について、額の伺定で日当を支給しないとしていたにもかかわらず誤って支給し、3件、6,000円の過払いとなっているものが認められた。適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p><b>指定管理業務における事業評価について</b></p> <p>浄化センター公園については、指定管理者制度を導入し管理運営されているところであるが、指定管理者から提出のあった平成21年度事業実績報告書に対し、所管課としての事業評価を行っていなかった。</p> <p>指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用して施設の設置目的を効果的・効率的に達成するため設けられた制度であり、事業者の事業実績報告を検証し、評価を行っていくことは、この制度の趣旨に則り施設の運営管理が適切に履行されているかを確認するのに大変重要なことである。</p>

		今後、指定管理者の事業報告に対して的確に評価を行い、その評価結果を指定管理者に通知することにより、施設の運営改善及び有効的な管理運営に努められたい。 (注意事項)
	下水道課	7月27日 <b>物品購入における事務処理について</b> 物品の購入において、物品購入伺書を作成していないものが認められた。 物品購入に際しては物品購入伺書により決裁をとり、物品購入システムへの入力及び登録による適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項)
	住宅課	同上 <b>備品の保管管理について</b> 備品の購入に際し、備品現在簿への登載を行わず、また、保管転換手続において保管転換調書を作成していないものが認められた。 今後は、奈良県会計規則にしたがい、備品現在簿には必要な事項をその都度記載し、保管転換しようとするときは保管転換調書を作成し適切な手続を行うべきである。 (注意事項) <b>県営住宅使用料等の未収金について</b> 県営住宅使用料については、従来から法的措置の執行や債権回収の民間委託など種々収納対策に努められ、平成22年度においては未収額は減少に転じたところであるが、明渡請求後の住宅損害金及び入居者負担修繕費においては依然増加傾向にある。 引き続き、新たな未収金発生を防止を図るとともに、未収金の収納促進に努められたい。 (意見)
	建築課	同上 <b>耐震化支援補助事業の効果的な実施について</b> 地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図るため、既存建築物の耐震化促進に向け、耐震化支援の補助制度を設け各種事業を実施しているところであるが、従前から当該補助事業の利用実績が低調であり、平成22年度においても依然低い状況にあった。 震災対策が喫緊の課題となっている今、「県民の生命・財産を守る」観点から当該補助事業の実施はより重要性を増しており、今後実施方法や広報等について関係機関と連携し、耐震化率向上に向け一層効果的な事業の実施を望む。 (意見)
	営繕課	同上 <b>県有施設の施工不良について</b> 県有施設の耐震改修工事等において、過去に行った工事の施工不良が複数判明し、このため補修等の追加工事が発生する等、施設の利用に支障が生じているところである。 本件は県民の安全に関わる重大な事案であることから、今後、発注工事の施工管理については監督・検査の徹底に努めるとともに、工事請負業者及び監理業務請負業者への指導、監督を一層厳格に行われたい。 (意見)
会計局	会計局	8月2日 <b>庁舎の機械警備業務委託に係る随意契約取扱基準について</b> 庁舎の機械警備業務委託については、業者を変更すると高額な機器設置経費や機器撤去経費が必要となることから、現行の機器設置業者と随意契約により締結している。

			<p>今般、当局において機械警備業務を委託している出先機関を調査したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号及び第7号を随意契約理由として契約を締結している。また、近畿府県においても適用条号に差異がある状況となっている。</p> <p>貴局においては、随意契約取扱基準を策定され指導されているところであるが、統一的な運用がなされるよう検討されたい。(意見)</p> <p><b>非日常時における公金の支出について</b></p> <p>東日本大震災に係る緊急出張において、必要な経費の支弁を事前に受けることなく出張し、現地においてガソリン代や公用車の部品の交換が必要となる事例が認められた。</p> <p>立替払については、昭和43年7月3日付け出第108号出納長通知により認められないとされ、支出が必要な場合は資金前渡の方法によるとされている。</p> <p>しかし今回の場合は、緊急に日曜日に出張命令が発せられ資金前渡する暇がなく出張したものである。このような出張にかかる経費を公費で支弁できないのは不合理であると思料され、また、今後もこのような事態が発生することも考えられるので、非日常時における公金の支出について、実態に即した運用の是非について検討されたい。(意見)</p> <p><b>長期継続契約について</b></p> <p>長期継続契約を締結しようとする場合、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(以下「条例」という。)及び条例施行規則で定められた長期継続契約を締結することができる契約の例の範囲で契約事務を行っている。</p> <p>今般、防災行政無線に係る「中継所自家用電気工作物等保安管理業務委託」や阪奈道路における「交通管理委託業務」について、条例施行規則に定められた長期継続契約を締結することができる契約に該当しないため、複雑な契約事務を行っているのが認められた。条例第4号イ「役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの」に準ずると考えられる契約の事例は他にもあると思料されることから、真に長期継続契約に馴染まない契約であるのかどうか事例を調査され、必要以上に契約事務が複雑とならないよう検討されたい。(意見)</p>
水道局	水道局	7月19日	<p><b>減価償却額の算定誤りについて</b></p> <p>固定資産の管理において、構築物の減価償却額に算定誤りが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。(注意事項)</p>
議会事務局	議会事務局	7月25日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
教育委員会	企画管理室	8月9日	同上
	福利課	同上	同上
	学校支援課	8月2日	<b>奨学資金貸付金の償還未済について</b>

		<p>新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金については、返還相談会の開催や支払督促等の法的処置を実施するとともに、回収困難な債権については民間に委託するなど未収金の回収に努められているところであるが、償還未済額の増加が認められたので、今後も一層収納の促進に努められたい。</p> <p>また、上記の3奨学資金等に代わり、創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済額の増加が認められたので、当該貸付金についても、今後も一層収納の促進に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	
教職員課	8月9日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
学校教育課（旧特別支援教育企画室を含む）	同上	同上	
人権・社会教育課	8月2日	同上	
保健体育課	8月9日	<p><b>補助金の交付要綱について</b></p> <p>全国高校総合体育大会開会式服装費補助金及び中学校体育大会参加補助金の交付要綱において、交付申請書に事業実施報告書等を添付することとしており、交付申請の時期が適切でないことが認められた。</p> <p>奈良県補助金等交付規則に基づき適切に定めるとともに、適正な補助金の執行をすべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>支出科目について</b></p> <p>表彰に伴う副賞の購入において、不適正な支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>工事にかかる契約金額の変更について</b></p> <p>工事における設計変更については、現場状況等を勘案し適切に執行されていたが、当初契約額の30%を超える変更契約を行っている工事が見受けられた。</p> <p>契約額の変更にあたって、土木部においては変更に関する事務の適正化を図るため、「土木事業の設計変更に関する取り扱いについて」を改訂されたところであり、貴課においても当初契約と大きく乖離する設計変更となる場合は、契約変更の透明性・公正性の確保の観点から慎重な対応に努められたい。</p> <p>(意見)</p>	
文化財保存課	8月2日	<p><b>委託契約について</b></p> <p>搬送委託事業について、業務は完了していたが必要な会計事務手続きがなされておらず、委託契約も締結していなかった。業務を委託する場合は事前に必要な会計事務手続きを経たうえ契約を締結し、契約に基づいた業務を執行すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
文化財保存事務所	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
教育研究所	6月1日	同上	
行政委員会	人事委員会事務	2月2日	同上

	局		
	監査委員事務局	7月25日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	労働委員会事務局	2月2日	同上
公安委員会	警察本部	7月27日	<p><b>公用車使用中における事故について</b></p> <p>運転免許課において、路上試験中の大型バスによる事故の発生が認められた。過失の割合が高く、損害額も多額である。</p> <p>また、警察本部及び警察署においても、公用車使用中の事故が認められた。事故件数が大幅に増加しており、事故内容についても通常走行中での追突事故や乗車時の不注意による事故もあったため、警察本部各課及び各警察署に対し、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図り、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めるよう十分に指導された。（指摘事項）</p> <p><b>放置違反金の未収金について</b></p> <p>自動車の放置違反金において未収金の増加が認められた。</p> <p>文書、電話等による督促、訪問による未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。（注意事項）</p>

イ. 出先機関

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
総 務 部	自治研修所	3月7日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
地 域 振 興 部	県立大学	1月28日	同 上
	民俗博物館 (旧文化観光局)	5月12日	同 上
	文化会館	5月31日	同 上
健 康 福 祉 部	中和福祉事務所	5月10日	<b>生活保護費返還金の未収金について</b> 生活保護費返還金において未収金の増加が認められた。 受給者に対する生活保護制度の説明や指導を行い、返還金の発生防止に努めるとともに、督促状の送付や電話督促、訪問指導等により未収金の回収に努力されているが、今後も一層、未収金の収納促進に努めるべきである。(指摘事項)
	視覚障害者福祉センター	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
こども・女性局 (旧こども家庭局)	高田こども家庭相談センター	3月14日	同 上
	精華学院	4月20日	同 上
医 療 政 策 部	桜井保健所	4月18日	<b>委員報酬の支給誤りについて</b> 感染症診査協議会の委員報酬の支給において事務処理を誤ったため、平成21年度分3件計880円、平成22年度分3件計1,600円の過渡しが認められた。平成21年度分は過年度の支出となり決算済みとなるため、平成22年度歳入の雑入においての受入となる。今後は適正な支給事務に留意すべきである。 また、当該予算事業の所管課である保健予防課において、桜井保健所へ変更前の額で予算令達をしていたこともこの一因となっている。今後は適正に事務の執行をされたい。(注意事項)
	保健環境研究センター	6月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良病院	7月21日	<b>現金出納簿について</b> 企業出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。 今後は、奈良県病院事業会計規則に基づき適正に処理されたい。 なお、総勘定元帳等、他の会計帳簿により、現金の受払が正確に把握されていることについては確認できた。(指摘事項) <b>通勤手当の支給について</b> 前年度に引き続き、通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件、20,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(指摘事項) <b>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</b> 自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認めら

		<p>れた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。(注意事項)</p> <p><b>医療用器械備品の取得時期について</b>  医療用器械備品の取得時期が年度末に集中していることが認められた。最新の医療機器を導入して活用することは、疾病の的確な診断及び治療において重要なことであり、患者サービスの向上にもつながることから、今後は、計画的・効果的な予算執行に努め、適切な時期に医療機器を取得されるよう検討されたい。(意見)</p> <p><b>工事にかかる業者選定について</b>  工事請負契約において、特定の業者からの見積徴収による随意契約が散見された。工事請負にかかる業者の選定にあたっては、業者選定審査会を開催するなど、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。(意見)</p> <p><b>たな卸資産の管理について</b>  奈良県病院事業会計規則において、たな卸資産の受入れ及び払出しについては、貯蔵品出納簿に記帳しなければならないとされているが、病院は薬剤等たな卸資産の払い出しについて、帳簿等への記帳を行っていないかった。  本来、たな卸資産については、帳簿上の有高(帳簿たな卸高)と事実上の有高(実地たな卸高)を比較し、その差異の原因を究明し、適正な管理を行うことが必要である。今後、帳簿たな卸高が把握できるシステム等について検討されたい。(意見)</p>
三室病院	7月21日	<p><b>現金出納簿について</b>  企業出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。  今後は、奈良県病院事業会計規則に基づき適正に処理されたい。  なお、総勘定元帳等、他の会計帳簿により、現金の受払が正確に把握されていることについては確認できた。(指摘事項)</p> <p><b>医業収入の未収金について</b>  医業収入において、個人未収金の増加が認められた。  回収に向けて努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。  また、平成20年度に発覚した入院の診療報酬請求漏れにかかる診療費の回収についても、速やかに収納されたい。(指摘事項)</p> <p><b>通勤手当の支給について</b>  前年度に引き続き、通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件、36,784円の支給不足が認められた。  適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(指摘事項)</p> <p><b>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</b>  自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認めら</p>

れた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。(注意事項)

#### **診療報酬請求書(レセプト)管理の適正化について**

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等へ未請求となっている診療報酬請求書(以下「レセプト」という。)のうち、約1年前の診療月にかかるレセプトが数件保留のまま残っていた。今後は病院内で一層連携を図り、保留レセプトの長期滞留を少なくし速やかな請求に努め、未収金ひいては一時借入金の縮減を図られたい。

また、両団体から返戻のあったレセプトのうち、再請求状況が不明のレセプトが認められた。その後の再請求等の経過処理が台帳等により管理されていないため、今後適切な管理に努められたい。

レセプトの管理について、レセプトを請求できる期間に制限あることを十分認識したうえで、病院として請求状況を十分把握し医事委託業者に対して適時に適切な指導を行われたい。(意見)

#### **工事区域内の随意契約について**

改修工事において、工事区域内との理由で同一業者との随意契約が散見された。工事区域内の随意契約については、透明性・公平性・競争性の確保の観点から業者選定等、慎重に対応されたい。(意見)

#### **たな卸資産の管理について**

奈良県病院事業会計規則において、たな卸資産の受入れ及び払出しについては、貯蔵品出納簿に記帳しなければならないとされているが、病院は薬剤等たな卸資産の払い出しについて、帳簿等への記帳を行っていないかった。

本来、たな卸資産については、帳簿上の有高(帳簿たな卸高)と事実上の有高(実地たな卸高)を比較し、その差異の原因を究明し、適正な管理を行うことが必要である。今後、帳簿たな卸高が把握できるシステム等について検討されたい。(意見)

五條病院

7月21日

#### **現金出納簿について**

企業出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていないかった。

今後は、奈良県病院事業会計規則に基づき適正に処理されたい。

なお、総勘定元帳等、他の会計帳簿により、現金の受払が正確に把握されていることについては確認できた。(指摘事項)

#### **医業収入の未収金について**

医業収入において、個人未収金の増加が認められた。

回収に向けて努力されているが、今後一層収納の促進に努めるべきである。(注意事項)

#### **通勤手当の支給について**

通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件、409,200円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)

#### **自動販売機にかかる行政財産使用許可について**

自動販売機に併設されているゴミ箱について実際

			<p>には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。（注意事項）</p> <p><b>医療用器械備品の取得時期について</b></p> <p>医療用器械備品の取得時期が年度末に集中していることが認められた。最新の医療機器を導入して活用することは、疾病の的確な診断及び治療において重要なことであり、患者サービスの向上にもつながることから、今後は、計画的・効果的な予算執行に努め、適切な時期に医療機器を取得されるよう検討されたい。（意見）</p> <p><b>診療報酬請求書（レセプト）管理の適正化について</b></p> <p>社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等へ未請求となっている診療報酬請求書（以下「レセプト」という。）のうち、平成20年診療月のレセプトが2件保留のまま残っていた。また、両団体から平成19、20年に返戻され、再請求していないレセプトが2件認められた。今後は、保留レセプト（返戻分含む）の長期滞留を少なくし速やかな請求を行い、収入の確保に努められたい。</p> <p>また、レセプトの管理について、レセプトを請求できる期間に制限あることを十分認識したうえで、医事委託業者に対して適時に適切な指導が行われたい。（意見）</p> <p><b>工事にかかる業者選定について</b></p> <p>工事請負契約において、特定の業者からの見積徴収による随意契約が散見された。工事請負にかかる業者の選定にあたっては、業者選定審査会を開催するなど、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。（意見）</p> <p><b>たな卸資産の管理について</b></p> <p>奈良県病院事業会計規則において、たな卸資産の受入れ及び払出しについては、貯蔵品出納簿に記帳しなければならないとされているが、病院は薬剤等たな卸資産の払い出しについて、帳簿等への記帳を行っていないかった。</p> <p>本来、たな卸資産については、帳簿上の有高（帳簿たな卸高）と事実上の有高（実地たな卸高）を比較し、その差異の原因を究明し、適正な管理を行うことが必要である。今後、帳簿たな卸高が把握できるシステム等について検討されたい。（意見）</p>
	薬事研究センター	3月14日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
くらし創造部	樫原公苑	4月18日	同 上
	食品衛生検査所	6月1日	同 上
産業・雇用振興部	競輪場	6月15日	同 上
	工業技術センター	3月10日	同 上
	産業会館	5月10日	<p><b>釣り銭にかかる貸付金の事務処理について</b></p> <p>産業会館の貸館使用料即納時の釣り銭にかかる貸付金について、資金前渡により支出処理されていた。奈良県会計規則第28条第2項に定める資金前渡可</p>

			能な経費に含まれていない。今後、貸付金の執行にあたっては、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)
	奈良しごとiセンター	1月25日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
農 林 部	中央卸売市場	5月12日	同 上
	農業総合センター	2月17日	同 上
	うだ・アニマルパーク	2月16日	同 上
	森林技術センター	2月7日	<b>森林技術センター使用料の調定について</b> 森林技術センターにおける自動販売機設置敷地の使用料7,686円について、歳入の調定及び納入の通知が遅延していた。 使用料が年額である場合は、奈良県行政財産使用料条例施行規則に基づき年度当初に調定をするべきである。 (注意事項)
土 木 部	ヘリポート管理事務所	1月28日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
まちづくり推進局	JR奈良駅連続立体・街路事務所	6月15日	同 上
	奈良公園管理事務所	4月25日	<b>物品購入における事務処理について</b> 物品の購入において、物品購入伺書、物品検査書を作成していないものが認められた。 物品購入に際しては物品購入伺書等により決裁をとり、納品確認に際しては物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項) <b>現金即納における会計処理について</b> 現金収納した奈良公園施設使用料について、規定の納付書兼領収証書綴による会計処理を行わなかったため、分任出納員から歳入徴収者(執行機関)への領収済通知書が送付されず、領収原符が保管されていないものが認められた。 今後現金即納については、会計規則及び関係通知に基づき、適正な会計処理の徹底に努めるべきである。 (注意事項) <b>印刷経費における事務処理について</b> 印刷物作成にあたり、物品購入システムへの登録及び入力による物品購入事務が行われていなかった。 物品購入システムは、事務の正確性・迅速化・透明性等を目的に平成21年度から導入されており、不適正経理の再発防止策の一つとされており、前回監査においても不十分な運用が認められていたことから、今後は適正な運用の徹底を図るべきである。 (注意事項)
	流域下水道センター	5月12日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
教育委員会	樞原考古学研究所	6月1日	<b>印刷製本発注における会計書類の作成について</b> 印刷製本発注において、物品購入伺書を作成しておらず、また、納品については納品書と現物による確認は行っていたが、検査書及び物品検収調書を作

成していないものが認められた。

印刷製本においても、物品購入システムに入力し、物品購入何書、物品検査書、物品管理台帳等を作成することにより、適正に執行管理を行うべきである。  
(指摘事項)

#### 備品の管理について

備品の廃棄について、備品廃棄の伺いがされておらず、また物品処分調書が作成されていないものが認められた。また、保管転換等を受けた備品について、備品現在簿に登載されていないものが認められた。

適正に処理するとともに、今後は会計規則に基づき、適正な備品管理を行うべきである。

(指摘事項)

#### 測量業務委託の設計について

測量業務委託の設計書作成において、レーザー測量単価の入力ミスにより、設計金額の算出を誤っているものが認められた。これは、設計書作成時における確認と内部のチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な設計書作成に努めるべきである。

また、測量関係の積算単価の根拠については、5年前に作業項目毎の見積書を徴収した時の最低価格を、現在も採用しているが、今後は、経年による物価変動等を考慮し、毎年度、適正な積算単価を用いて算出すべきである。

なお、請負金額については、正規の設計金額の範囲内で契約を締結していた。

(指摘事項)

#### 委託業務の発注について

科学分析にかかる7件の業務委託において、奈良県契約規則第16条に定められた価格を超えて、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を行っているものが認められた。委託業務の発注にあたっては、奈良県契約規則に基づき、適正に執行すべきである。

(指摘事項)

#### 行政財産使用許可の使用料について

自動販売機にかかる行政財産使用許可において、使用許可面積の算出表が添付されておらず許可面積に誤りがあり、平成21年度において1,372円、平成22年度において10,656円の使用料の徴収不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。

(注意事項)

#### 工事及び委託にかかる業者選定について

工事請負契約及び業務委託契約において、特定の業者からの見積書徴収による随意契約が散見された。工事請負及び業務委託にかかる業者の選定にあたっては、業者選定審査会を設けるなど、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。

(意見)

大和中央高等学校	2月4日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
生駒高等学校	4月28日	同 上
添上高等学校	4月20日	同 上
大宇陀高等学校	2月16日	同 上

	榛生昇陽高等学校	2月16日	<b>印刷製本発注における会計書類の作成について</b> 平成21年度の印刷製本発注において、物品購入伺書を作成しておらず、また、納品については納品書と現物による確認は行っていたが、検査書を作成していなかった。 印刷製本においても、物品購入システムに入力し、物品購入伺書、物品検査書、物品管理台帳等を作成することにより、適正な管理を行うべきである。 (指摘事項)
	盲学校	2月4日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	ろう学校	同上	同上
	奈良養護学校	3月10日	<b>支出にかかる事務処理について</b> 平成21年度の備品購入費の支出において、支払先を間違えて支出していたことが、納入業者からの督促により判明したため、翌年度に返納を受けるとともに、納入業者へ過年度支出されていた。このことは、支払時における債権者の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項)
	高等養護学校	2月7日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	明日香養護学校	2月17日	同上
	大淀養護学校	4月22日	同上
公安委員会	奈良警察署	3月10日	同上
	生駒警察署	4月28日	同上
	五條警察署	4月22日	同上
	中吉野警察署	同上	同上

\*印は、平成23監査年度における重点項目

上記の内、廣野隆信監査委員は、文化・教育課（旧文化課分）、東アジア連携課（旧平城遷都1300年記念事業推進局分）、ならの魅力創造課（旧観光振興課分を含む）、国際観光課（旧APEC開催推進室分を含む）、文化会館及び民俗博物館については、当該年度において文化観光局長の職であったため、地方自治法第199条の2の規定により除斥。

## 第2 工事監査

### 1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により技術面から、その施工が計画、設計どおり適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

(ア) 工事の内容が適切か。

(イ) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。

(ウ) 工事現場が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

### 2 監査実施年月日

平成23年8月8日

### 3 監査対象工事

まちづくり推進局営繕課

(仮称) 郡山総合庁舎改修工事 (建築工事)

[工事概要]

設計額 691,687,500円 (請負額 595,243,950円)

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 庁舎         | 既設校舎棟 (延床面積 8,161㎡) の改修、及び E V・便所 (障害者用) 等の増築 |
| 2 資材倉庫 A～D   | 既設格技場・部屋・倉庫の改修                                |
| 3 動物保管処理棟    | 新築  |
| 4 体育館        | 既設体育館の改修                                      |
| 5 スロープ庇、バス停庇 | 新築  |
| 6 外構         | 既設グラウンド部分を除く範囲の再整備一式                          |
| 7 不要となる渡り廊下  | 解体撤去  |
| 8 駐輪場、倉庫等    | 改修等   |

(工期) 平成22年10月1日～平成23年11月30日

### 4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、概ね適正に処理されていた。

### 第3 財政的援助団体等監査

#### 1 監査の実施方針

県が資本金（資本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県の補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどについて実施した。

#### 2 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	財団法人奈良県農業振興公社	実施年月日	平成23年 8月 4日
-----	---------------	-------	-------------

##### (1) 団体の目的

奈良県における農業の振興に資するため、農地保有の合理化を促進するとともに、農業経営規模の拡大及び農業生産性の向上並びに青年等の就農促進に係る諸事業を実施し、もって農業の近代化を推進することを目的とする。

##### (2) 財務の状況

#### 貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	177,795,618	流動負債	322,288,552
預金等	72,807,999	未払金	315,140,582
未収金	17,426,196	預り金	147,970
前払金	2,462,658	短期借入金	7,000,000
貸付金	608,000	固定負債	1,565,080,513
事業用地	91,629,341	長期借入金	1,525,433,135
事業用地損失引当金	△7,144,000	預り金	751,998
仮払金	5,424	引当金	38,895,380
固定資産	1,984,463,558	負債合計	1,887,369,065
基本財産	20,000,000	指定正味財産	20,000,000
特定資産	1,949,167,067	一般正味財産	254,890,111
その他の固定資産	15,296,491	正味財産合計	274,890,111
合 計	2,162,259,176	合 計	2,162,259,176

## 収 支 計 算 書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	689,040,017	事業活動収入	657,718,755
農地保有合理化事業費支出	11,763,866	基本財産運用収入	112,000
強化拡充基金運用益支出	1,464,575	特定資産運用収入	2,300,207
人件費等管理費支出	8,794,513	農地保有合理化事業収入	4,547,875
就農支援事業費支出	19,149,509	合理化事業補助金等収入	4,505,806
農地リフレッシュ事業費支出	1,173,619	就農支援事業収入	639,377
農業振興支援事業費支出	627,286,978	就農支援事業補助金等収入	8,179,511
フラーセンター管理受託事業費支出	8,990,899	農地リフレッシュ事業補助金等収入	1,173,000
一般管理費支出	10,416,058	農業振興支援事業収入	627,290,040
投資活動支出	297,471,780	フラーセンター管理受託事業収入	8,970,939
基金返還支出	296,500,000	投資活動収入	296,500,000
特定資産取得支出	971,780	受取補助金収入	296,500,000
財務活動支出	589,446	財務活動収入	0
借入金返済支出	589,446		
当期支出合計(a)	987,101,243	当期収入合計(b)	954,218,755
当期収支差額(b)-(a)	△32,882,488	前期繰越収支差額	273,330,836
次期繰越収支差額(c)-(a)	240,448,348	収入合計(c)	1,227,549,591

### (3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産20,000,000円のうち9,000,000円(45.0%)を出捐

イ 県からの貸付金は、26,492,000円

ウ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成22年度末における補償対象債務の残高は、1,505,941,135円

エ 平成22年度の補助金等は、次のとおりである。

合理化事業補助金	4,505,806円
就農対策事業補助金	8,179,511円
農地リフレッシュ事業補助金	1,173,000円
農業振興支援事業助成金	627,286,978円

### (4) 監査の結果

#### 平成22年度決算における財務諸表等への計上誤りについて(指摘事項)

平成22年度決算において、前年度に引き続き財務諸表等への計上誤り(貸借対照表の一般正味財産(うち特定資産への充当額)への記載漏れ、注記の財源内訳誤り)が認められた。財務諸表等の作成にあたっては、公益法人会計基準及び公社会計規程等に基づき適正に処理すべきである。

団体名	財団法人奈良県林業基金	実施年月日	平成23年 8月 4日
-----	-------------	-------	-------------

(1) 団体の目的

水源地域において、水源林造成事業及び分収林契約促進事業を実施することにより、森林の水源かん養機能の高揚と林業労働者の就労機会の拡大を図るとともに、将来の地域林業を担う基幹的林業労働後継者の育成確保を図り、もって、林業及び山村の振興に資するほか、都市住民の理解と参加による森林整備と林業経営改善を促進することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	151,980,514	流動負債	151,980,514
現金預金	61,439,869	未払金	151,763,452
後継者引当預金からの未振替額	13,496,210	預り金	217,062
未収金	77,015,685	固定負債	9,809,240,759
貯蔵品	28,750	長期借入金	9,708,934,088
固定資産	10,415,984,794	分収育林預り金	53,687,566
基本財産	307,400,000	分収収益預り金	3,616,900
特定資産	255,000,336	未払費用	43,002,205
その他固定資産	9,853,584,458	負債合計	9,961,221,273
		指定正味財産	307,400,000
		一般正味財産	299,344,035
		正味財産合計	606,744,035
合 計	10,567,965,308	合 計	10,567,965,308

収支計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	397,276,125	事業活動収入	157,976,467
事業費支出	356,157,461	基本財産運用収入	4,845,039
管理費支出	40,593,103	特定資産運用収入	2,193,700
雑支出	525,561	補助金等収入	147,181,934
投資活動支出	2,100,940	雑収入	3,755,794
特定資産取得支出	1,083,700	投資活動収入	24,680,150
固定資産取得支出	1,017,240	特定資産取崩収入	24,680,150
財務活動支出	304,701	財務活動収入	212,556,000
借入金返済支出	304,701	借入金収入	212,556,000
当期支出合計(a)	399,681,766	当期収入合計(b)	395,212,617
当期収支差額(b)-(a)	△4,469,149	前期繰越収支差額	4,469,149
次期繰越収支差額(c)-(a)	0	収入合計(c)	399,681,766

### (3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産307,400,000円のうち302,000,000円(98.2%)を出捐
- イ 県からの貸付金は、3,552,302,957円
- ウ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成22年度末における補償対象債務の残高は、6,156,631,131円
- エ 平成22年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県林業基金運営費補助金	9,154,576円
造林事業補助金	29,306,441円
緑の産業再生プロジェクト補助金	7,486,000円
担い手育成強化対策補助金	5,659,000円

### (4) 監査の結果

#### 経営の合理化及び的確な経営状況等の開示について(意見)

造林事業等を営む林業公社の経営悪化が全国的な問題となっている中、(財)奈良県林業基金(以下「基金」という。)においても、平成22年度末における県及び日本政策金融公庫からの長期借入金は約9.7億円に累増しており、今後も増加していく見通しである。

一方、木材価格は依然下落傾向にあり、現下の木材価格による収益では、平成20年に試算した長期収支見込みより一層厳しい状況に成り得ることが十分に予想される。

現在、施業体系の見直し等により事業費の削減、ひいては借入金の低減に努められているところであるが、今後さらに県とともに経営内容の見直し及び検証を行い、県民の理解を得られるよう一層経営の合理化を図られたい。

また、県からの多額な借入金及び元利償還費の支援等を考慮すると、基金がおかれた状況等について、県民に積極的かつ分かりやすい情報公開を行っていくべきである。

今後さらに経営状況等についての的確な検証・評価を行い、適時に最新の長期収支見込みを公表し説明責任を果たしていくべきである。

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	平成23年 8月 4日
-----	-----------	-------	-------------

(1) 団体の目的

公共用地・公用地等の取得、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,146,516,934	流動負債	2,136,192,075
現金及び預金	53,414,811	未払金	123,790,287
事業未収金	28,671,099	短期借入金	1,985,309,811
代行用地	2,105,784,394	未払費用	16,183,170
完成土地等	2,381,025,292	前受金	10,271,000
代替地	350,749,131	預り金	620,540
附帯等事業	226,872,207	前受収益	17,267
固定資産	2,070,783,092	固定負債	0
有形固定資産	58,641,629	長期借入金	0
無形固定資産	0	その他の固定負債	0
投資その他の資産	2,012,141,463	負債合計	2,136,192,075
		資本金	10,000,000
		基本財産	10,000,000
		準備金	5,071,107,951
		前期繰越準備金	5,367,335,226
		当期純損失	296,227,275
		資本合計	5,081,107,951
合 計	7,217,300,026	合 計	7,217,300,026

損益計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	1,469,291,737	事業収益	1,446,263,071
公有地取得事業原価	1,378,752,088	公有地取得事業収益	1,378,752,088
土地造成事業原価	21,903,975	土地造成事業収益	17,433,000
代替地事業原価	36,154,915	代替地事業収益	24,556,000
附帯等事業原価	7,171,159	附帯等事業収益	212,383
あっせん等事業原価	25,309,600	あっせん等事業収益	25,309,600
販売費及び一般管理費	174,763,665	事業外収益	17,866,398
事業外費用	607,600	有価証券利息	17,670,742
消費税	607,600	雑収益	195,656
雑損失	0	当期純損失	296,227,275
特別損失	115,693,742		
土地評価損	28,525,069		
その他の特別損失	87,168,673		
合 計	1,760,356,744	合 計	1,760,356,744

### (3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産10,000,000円で、全額県の出資

イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成22年度末における債務保証の残高は、1,985,309,811円

### (4) 監査の結果

#### **工事にかかる契約金額の変更について（意見）**

工事における設計変更については、現場状況等を勘案し適切に執行されていたが、当初契約額の30%を超える変更契約を行っている工事が見受けられた。

契約額の変更にあたって、土木部においては変更に関する事務の適正化を図るため、「土木事業の設計変更に関する取り扱いについて」を改訂されたところであり、貴会社においても当初契約と大きく乖離する設計変更となる場合は、契約変更の透明性・公正性の確保の観点から、慎重な対応に努められたい。

団体名	奈良県道路公社	実施年月日	平成23年 8月 4日
-----	---------	-------	-------------

(1) 団体の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,062,293,448	流動負債	19,686,881,009
預金	235,728,221	未払金	478,963,788
未収金	824,408,515	短期借入金	19,200,000,000
前払費用	2,156,712	未払費用	7,406,082
固定資産	110,439,465,727	預り金	511,139
事業資産	110,404,463,174	固定負債	13,804,706,015
道路	110,404,463,174	長期借入金	13,804,706,015
事業資産建設仮勘定	0	特別法上の引当金等	41,250,172,151
有形固定資産	33,957,755	道路事業損失補てん引当金	5,676,200,124
建物	44,851,235	償還準備金	35,573,972,027
機械及び装置	5,253,712	償還準備積立金	0
車両及び運搬具	7,696,543	(負債合計)	74,741,759,175
工具・器具及び備品	1,350,494	基本金	36,760,000,000
土地	0	奈良県出資金	36,760,000,000
有形固定資産減価累計額	△ 25,194,229	(資本合計)	36,760,000,000
無形固定資産	1,044,798		
合 計	111,501,759,175	合 計	111,501,759,175

損益計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
業務管理費	2,141,480,074	業務収入	4,770,137,082
道路管理費	1,251,377,390	道路料金収入	4,768,441,810
道路料金収入配分費	890,102,684	業務雑収入	1,695,272
一般管理費	111,752,308	受託業務収入	198,031,380
受託業務損	198,031,380	業務外収入	463,064,385
諸減価償却費	1,301,483	利息収入	0
有形固定資産減価償却費	1,221,148	業務補助金収入	441,056,700
無形固定資産減価償却費	80,335	雑益	22,007,685
諸引当損	2,669,234,448		
道路事業損失補てん引当損	369,365,699		
償還準備金繰入損	2,299,868,749		
業務外費用	309,433,154		
支払利息	300,450,562		
雑損	8,982,592		
合 計	5,431,232,847	合 計	5,431,232,847

### (3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産36,760,000,000円で、全額県の出資
- イ 県からの貸付金は、200,000,000円
- ウ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成22年度末における債務保証の残高は、32,804,706,015円

### (4) 監査の結果

#### **工事にかかる契約金額の変更について（意見）**

工事における設計変更については、現場状況等を勘案し適切に執行されていたが、当初契約額の30%を超える変更契約を行っている工事が見受けられた。

契約額の変更にあって、土木部においては変更に関する事務の適正化を図るため、「土木事業の設計変更に関する取り扱いについて」を改訂されたところであり、貴会社においても当初契約と大きく乖離する設計変更となる場合は、契約変更の透明性・公正性の確保の観点から、慎重な対応に努められたい。

#### **工事における設計変更事務手続きについて（意見）**

工事における設計変更事務手続きについて、口頭による指示・協議での設計変更が散見された。口頭による指示・協議だけでは請負者との確実な履行状況の確認等が出来ないばかりか、トラブルの原因になる恐れも思料される。

土木部においては、設計変更に関する事務の適正化を図る為、発注者と請負者が立ち会いによる事象を確認後、「指示書」・「協議書」により両者合意のうえ対応するものとしている。

貴会社においても、設計変更事務の適正化を図るため、文書等による適切な対応に取り組まれたい。

#### **委託契約の業者選定について（意見）**

調査委託業務にかかる設計価格の算定において、参考見積を7業者に依頼していたが、前年度委託業者については契約内容に適合した履行の確保ができているにも関わらず、参考見積書の提出を依頼していなかった。

参考見積により設計価格を算定するときは、個々の業務に応じてこれまでの契約実績等を踏まえ、適切な方法で参考見積書を徴収し、適正な設計価格の算出に努められたい。

また、キャンペーン委託業務については、道路公社会計規程第72条第1項第2号(契約の性質又は目的が競争に適さないとき)により、一者による随意契約が行われていた。

委託業者の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保を図る観点から、業務内容を精査したうえ可能な限り競争入札にすることが望ましいが、その性質上随意契約で実施する場合であっても、プロポーザル方式等によることを検討するなど、適切な業者選定に努められたい。